

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 17 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
副会長兼専務理事 境 政人

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の交付について（通知）

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長及び農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事監視指導班担当）から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、厚生労働省医薬・生活衛生局長から麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 250 号）が公布されたことに伴い、新たに 5 物質を麻薬に、3 物質を向精神薬に指定した旨についての周知が依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

獣医事担当：山本

TEL 03-3475-1601